平成３０年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市本名町4643番地１
債務者　川畑　秋雄
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
仙台市太白区八木山弥生町18番10号　ユアハウズ205、従前の住所仙台市太白区萩ケ丘８番26号
債務者　武田　繭子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
山形県酒田市北今町１番23号　２階
債務者　黒田　悦子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲野　純一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５５７６号
大阪市西淀川区姫里１丁目16番10―106号
債務者　中山　　昇
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３号
岡山市中区湊315番地　市営住宅Ｃ―306―８号、旧住所岡山市中区藤崎520番地１　サンビレッジ操明Ａ302
債務者　池田　記子
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　箱守　英史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８号
徳島県徳島市国府町和田字五反田28番地の６
債務者　野々瀬正文
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０８号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目９番36号　勝美ハイツ203号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町３丁目11番16号
債務者　水野　寧彦
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８０号
神戸市西区月が丘４丁目10番地の８
債務者　大立目　敏
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４号
宮崎県日向市比良町２丁目11番地
債務者　日髙　真一
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１１３８号
大阪市住之江区安立３丁目８番７号
債務者　樋口　八紘
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　了爾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２７号
秋田県横手市八幡字石町274番地　ヴィラージュサガＡ―23
債務者　和泉百合子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１０７号
愛知県刈谷市野田町一本木27番地１　雇用促進住宅野田宿舎６棟505号
債務者　中村　信也
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
函館市五稜郭町３番21号
債務者　関　　裕行
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５２号
函館市本通４丁目20番20号
債務者　本田　耕士
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５５号
北海道北斗市七重浜２丁目33番35号　シーサイド七重浜Ｂ203号
債務者　川合　雄太
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７３号
函館市柏木町８番33号
債務者　佐藤　智幸
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７９号
函館市榎本町30番６号
債務者　高橋　祥子
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
函館地方裁判所